

地域型保育事業の設備及び運営に関する基準(認可基準)案の概要

1 地域型保育事業について

地域型保育事業は、新制度により、新たに市町村の認可事業として位置づけられる事業です。様々な場所での多様な保育の提供が可能なことから、待機児童の多い都市部では待機児童対策に、また、子どもの数の減少傾向がある地域では地域における保育の確保に、それぞれ寄与することが期待されています。

地域型保育事業は、原則 3 歳未満の保育を必要とする乳幼児に対し行われる事業であり、次の 4 類型があります。

【地域型保育事業の類型】

類型	内容	事業主体
小規模保育 (定員 6 ～ 19 人)	比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細やかな保育を実施。保育を目的とした様々なスペースで行う。規模に応じて以下の 3 類型が想定される。 ・ A 型 (保育所分園に近いもの) ・ B 型 (保育所分園と家庭的保育の中間的なもの) ・ C 型 (家庭的保育に近いもの)	市町村・民間事業者等
家庭的保育 (定員 5 人以下)	家庭的な雰囲気の下で、少人数を対象にきめ細やかな保育を実施。保育者の居宅その他の場所で保育を行う。	市町村・民間事業者等
事業所内保育	企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施。地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供する。	事業主等
居宅訪問型保育	保育を必要とする子の居宅において、1 対 1 を基本とするきめ細やかな保育を実施する。いわゆるベビーシッター。(主に、特別なケアが必要な子の保育や、保護者の夜間勤務等に対応)	市町村・民間事業者等

※地域型保育事業については、客観的な認可基準に適合し、必要な条件(社会福祉法人・学校法人以外の者は、経済的基礎・社会的信望・社会福祉事業の知識経験に関する要件)を満たす場合には、欠格事由に該当する場合や需給調整が必要な場合でない限り、原則として認可するという、透明性の高い認可の仕組みとなります。

2 地域型保育事業の認可基準について

地域型保育事業の認可基準については、国が定める「従うべき基準」又は「参酌すべき基準」の区分に従い、市町村が条例で定める必要があります。

【基準の区分】

類型	基準の対象となる事項
従うべき基準	<ul style="list-style-type: none">・地域型保育事業に従事する者の資格とその数・地域型保育事業の運営に関する事項であって、児童の適切な処遇の確保、秘密の保持、児童の健全な発達に密接に関連するもの (例：差別的取扱の禁止、虐待の禁止、個人情報保護等)
参酌すべき基準	上記以外の事項

※「保育室及びその面積（面積基準）」については、地域の実情に応じて、公的空間等の活用などを容易にするため、保育所等とは異なり「参酌すべき基準」とされています。

3 洲本市の基準案

運営基準の制定にあたっては、国が示した対応方針に準じ、洲本市独自の基準を設けます。

暴力団排除について

公的給付により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することがないように、暴力団等の参入・影響を排除し、安心して利用できる環境を整備するため、洲本市暴力団排除条例に定める暴力団員等でないことを求める基準を定めます。

4 施行期日

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日（平成27年4月1日予定）

【洲本市の基準案】

	国の示す基準	本市が定める基準		
総則に関する基準	趣旨等	参	国の示す基準どおり	
	設備運営基準は、家庭的保育事業等を利用している乳児または幼児（基本的に3歳未満児）が、明るくて衛生的な環境の中、適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。			
	保育所等との連携	従	国の示す基準どおり (例外規定あり)	
	家庭的保育事業			保育所、幼稚園または認定こども園の連携施設を設定する。
	小規模保育事業			保育所、幼稚園または認定こども園の連携施設を設定する。
	居宅訪問型保育事業			一律には求めない。
	事業所内保育事業	保育所、幼稚園または認定こども園の連携施設を設定する。		
	非常災害	参	国の示す基準どおり	
	家庭的保育事業			消火用具・非常口等を設け、毎月避難及び消火訓練をしなければならない。
	小規模保育事業			
	居宅訪問型保育事業			
	事業所内保育事業			
	職員の一般的要件	参	国の示す基準どおり	
	家庭的保育事業			健全な心身を有し、児童福祉に熱意のある者とする。
	小規模保育事業			
	居宅訪問型保育事業			
	事業所内保育事業			
	職員の知識及び技能の向上等	参	国の示す基準どおり	
家庭的保育事業	常に自己研鑽し、知識及び技能の修得、維持向上すること。			
小規模保育事業				
居宅訪問型保育事業				
事業所内保育事業				
他の社会福祉施設等を併せて設置する設備及び職員の基準	従	国の示す基準どおり		
家庭的保育事業			必要に応じ一部の設備及び職員を兼ねることはできるが、保育室及び事業所に特有の設備及び保育に直接従事する職員についてはこの限りではない。	
小規模保育事業				
居宅訪問型保育事業				
事業所内保育事業				
利用乳幼児を平等に取り扱う原則	従	国の示す基準どおり		
家庭的保育事業			国籍、信条等による差別的取扱をしてはならない。	
小規模保育事業				
居宅訪問型保育事業				
事業所内保育事業				
懲戒に係る権限の濫用禁止	従	国の示す基準どおり		
家庭的保育事業			身体的苦痛を与える等の権限を濫用してはならない。	
小規模保育事業				
居宅訪問型保育事業				
事業所内保育事業				

	国の示す基準		本市が定める基準
総則に関する基準	衛生管理等		参 国の示す基準どおり
	家庭的保育事業	食器等は衛生的な管理に努め、衛生上、必要な措置を講じなければならない。	
	小規模保育事業		
	居宅訪問型保育事業		
	事業所内保育事業		
	食事		従 国の示す基準どおり
	家庭的保育事業	家庭的保育事業所等内で調理する方法により行う。	
	小規模保育事業		
	居宅訪問型保育事業		
	事業所内保育事業		
	食事の提供の特例		従 国の示す基準どおり (例外規定あり)
	家庭的保育事業	一定要件を満たした上で連携施設等の搬入施設から食事を提供することも可能だが、加熱・保存する設備を備えなければならない。	
	小規模保育事業		
	居宅訪問型保育事業		
	事業所内保育事業		
	利用乳幼児及び職員の健康診断		参 国の示す基準どおり
	家庭的保育事業	利用乳幼児に対して利用開始時及び年2回の健康診断を実施し、職員の健康診断も適切に実施すること。	
	小規模保育事業		
	居宅訪問型保育事業		
	事業所内保育事業		
内部規定		参 国の示す基準どおり	
家庭的保育事業	事業の目的及び運営方針等の重要事項に関する規程を定めておかなければならない。		
小規模保育事業			
居宅訪問型保育事業			
事業所内保育事業			
備える帳簿		参 国の示す基準どおり	
家庭的保育事業	職員、財産、利用者の処遇の状況等の帳簿を整備しておかなければならない。		
小規模保育事業			
居宅訪問型保育事業			
事業所内保育事業			
秘密保持		従 国の示す基準どおり	
家庭的保育事業	職員（退職者含む）は業務上知り得た利用者等の秘密を漏らしてはならない。		
小規模保育事業			
居宅訪問型保育事業			
事業所内保育事業			
苦情への対応		参 国の示す基準どおり	
家庭的保育事業	利用者等からの苦情については、必要名措置を講じ迅速に対応しなければならない。		
小規模保育事業			
居宅訪問型保育事業			
事業所内保育事業			

	国の示す基準	本市が定める基準	
	指導及び助言等	参	国の示す基準どおり
	家庭的保育事業		
	小規模保育事業		
	居宅訪問型保育事業 事業所内保育事業		
	市からの指導または助言を受けたときは、必要な改善を行わなければならない。		
家庭的保育に関する基準	設備の基準	従	国の示す基準どおり
	衛生的な調理設備の設置。		
	設備の基準	参	国の示す基準どおり
	乳幼児の保育を行う専用の部屋を設ける。 保育専用室の面積は9.9㎡以上（3人を超える場合は3.3㎡/人を加える）。 採光、照明及び換気の設備を有する。 衛生的な便所の設置。 同一敷地内の屋外に遊戯等に適した広さの庭を有する。（付近代替地を含む）。 庭の面積は満2歳以上3.3㎡/人以上。 火災報知器及び消化器を設置し、消火訓練及び避難訓練を定期的 に実施。		
	職員	従	国の示す基準どおり
	家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない（調理業務の全部委託、搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる）。 ・家庭的保育者 児童福祉法第18条の5各号等の欠格事由に該当しない者であって、市町村長が指定する研修等を修了した保育士または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認め、保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者。 1人が保育可能な乳幼児は3人以下とする。 ・家庭的保育補助者 市町村長が指定する研修等を修了した者。 家庭的保育者とともに保育する場合の保育可能な乳幼児は5人以下とする。		
	保育時間	参	国の示す基準どおり
	保育時間は1日8時間を原則とする。		
	保育内容	従	国の示す基準どおり
	厚生労働大臣が定める指針に準じ、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。		
保護者との連絡	参	国の示す基準どおり	
常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育内容等について、理解及び協力を得るよう努めなければならない。			

	国の示す基準		本市が定める基準		
小規模保育事業に関する基準	小規模保育事業の区分	従	国の示す基準どおり		
	小規模保育事業A型、小規模保育事業B型、小規模保育事業C型とする。				
	設備の基準	従	国の示す基準どおり		
	調理設備を設けること。				
	設備の基準	参	国の示す基準どおり		
	乳児及び満2歳に満たない幼児を利用させる場合は、乳児室またはほふく室及び便所を設け、必要な用具を備えること。 乳児室またはほふく室の面積は、3.3㎡/人以上。 満2歳以上の幼児を利用させる場合は、保育室または遊戯室、屋外遊技場（付近代替地含む）及び便所を設けること。 保育室または遊技場の面積は、1.98㎡/人以上。 屋外遊技場の面積は、3.3㎡/人以上。 保育室または遊戯室には必要な用具を備えること。 保育室等を2階以上に設ける建物は、建築基準法等を遵守すること。				
	職員			従	国の示す基準どおり
	保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない（調理業務の全部委託、搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる）。 保育士の数は次に定める数の合計数に1人を加えた数以上。 ・乳児 おおむね3人に1人 ・満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ・満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人 ・満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人 保健師または看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。				
	保育時間				
	保育時間は1日8時間を原則とする。				
	保育内容	従	国の示す基準どおり		
	厚生労働大臣が定める指針に準じ、適切な保育を提供しなければならない。				
	保護者との連絡	参	国の示す基準どおり		
	常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育内容等について、理解及び協力を得るよう努めなければならない。				
職員	従	国の示す基準どおり			
保育士、その他市町村長が行う研修等を修了した保育に従事する職員、嘱託医及び調理員を置かなければならない（調理業務の全部委託、搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる）。 保育士の数は次に定める数の合計数に1人を加えた数以上。 ・乳児 おおむね3人に1人					

		国の示す基準	本市が定める基準
小規模保育事業B型	<ul style="list-style-type: none"> ・満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ・満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人 ・満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人 保健師または看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。		
	保育時間	参	国の示す基準どおり
	保育時間は1日8時間を原則とする。		
	保育内容	従	国の示す基準どおり
	厚生労働大臣が定める指針に準じ、適切な保育を提供しなければならない。		
	保護者との連絡	参	国の示す基準どおり
	常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育内容等について、理解及び協力を得るよう努めなければならない。		
	設備の基準	従	国の示す基準どおり
	調理設備を設けること。		
	設備の基準	参	国の示す基準どおり
乳児及び満2歳に満たない幼児を利用させる場合は、乳児室またはほふく室及び便所を設け、必要な用具を備えること。 乳児室またはほふく室の面積は、3.3㎡/人以上。 満2歳以上の幼児を利用させる場合は、保育室または遊戯室、屋外遊技場（付近代替地含む）及び便所を設けること。 保育室または遊技場の面積は、1.98㎡/人以上。 屋外遊技場の面積は、3.3㎡/人以上。 保育室または遊戯室には必要な用具を備えること。 保育室等を2階以上に設ける建物は、建築基準法等を遵守すること。			
設備の基準	従	国の示す基準どおり	
調理設備を設けること。			
設備の基準	参	国の示す基準どおり	
乳児及び満2歳に満たない幼児を利用させる場合は、乳児室またはほふく室及び便所を設け、必要な用具を備えること。 乳児室またはほふく室の面積は、3.3㎡/人以上。 満2歳以上の幼児を利用させる場合は、保育室または遊戯室、屋外遊技場（付近代替地含む）及び便所を設けること。 保育室または遊技場の面積は、1.98㎡/人以上。 屋外遊技場の面積は、3.3㎡/人以上。 保育室または遊戯室には必要な用具を備えること。 保育室等を2階以上に設ける建物は、建築基準法等を遵守すること。			
職員	従	国の示す基準どおり	
家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない（調理業務の全部委託、搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる）。			

		国の示す基準	本市が定める基準
小規模保育事業C型	家庭的保育者1人が保育可能な乳幼児は3人以下とするが、家庭的保育補助者とともに保育する場合の保育可能な乳幼児は5人以下とする。		
	利用定員	従	国の示す基準どおり
	6人以上10人以下とする。		
	保育時間	参	国の示す基準どおり
	保育時間は1日8時間を原則とする。		
	保育内容	従	国の示す基準どおり
	厚生労働大臣が定める指針に準じ、適切な保育を提供しなければならない。		
	保護者との連絡	参	国の示す基準どおり
	常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育内容等について、理解及び協力を得るよう努めなければならない。		
居宅訪問型保育事業に関する基準	居宅訪問型保育事業	従	国の示す基準どおり
	居宅訪問型保育事業は、障害・疾病等の程度を勘案して集団保育が困難であると認められる乳幼児に対する保育等を提供する。		
	設備及び備品	参	国の示す基準どおり
	必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、設備及び備品を備えなければならない。		
	職員	従	国の示す基準どおり
	家庭的保育者1人が保育可能な乳幼児は1人とする。		
	居宅訪問型保育連携施設	従	国の示す基準どおり (例外規定あり)
	障害・疾病等の事由により保育を行う場合は、その状態に応じ専門的な支援等が受けられるよう、あらかじめ連携する障害児入所施設等を適切に確保しなければならない。		
	保育時間	参	国の示す基準どおり
	保育時間は1日8時間を原則とする。		
保育内容	従	国の示す基準どおり	
厚生労働大臣が定める指針に準じ、適切な保育を提供しなければならない。			
保護者との連絡	参	国の示す基準どおり	
常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育内容等について、理解及び協力を得るよう努めなければならない。			

		国の示す基準	本市が定める基準																										
事業所内保育に関する基準	保育所型 (定員20人以上に限る)	利用定員の設定	参 国の示す基準どおり																										
		左欄の利用定員区分に応じ、右欄の乳幼児数を踏まえて市町村が決定する。																											
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>利用定員数</th> <th>その他の乳幼児数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1人～5人</td><td>1人</td></tr> <tr><td>6人～7人</td><td>2人</td></tr> <tr><td>8人～10人</td><td>3人</td></tr> <tr><td>11人～15人</td><td>4人</td></tr> <tr><td>16人～20人</td><td>5人</td></tr> <tr><td>21人～25人</td><td>6人</td></tr> <tr><td>26人～30人</td><td>7人</td></tr> <tr><td>31人～40人</td><td>10人</td></tr> <tr><td>41人～50人</td><td>12人</td></tr> <tr><td>51人～60人</td><td>15人</td></tr> <tr><td>61人～70人</td><td>20人</td></tr> <tr><td>71人以上</td><td>20人</td></tr> </tbody> </table>		利用定員数	その他の乳幼児数	1人～5人	1人	6人～7人	2人	8人～10人	3人	11人～15人	4人	16人～20人	5人	21人～25人	6人	26人～30人	7人	31人～40人	10人	41人～50人	12人	51人～60人	15人	61人～70人	20人	71人以上	20人
		利用定員数		その他の乳幼児数																									
1人～5人	1人																												
6人～7人	2人																												
8人～10人	3人																												
11人～15人	4人																												
16人～20人	5人																												
21人～25人	6人																												
26人～30人	7人																												
31人～40人	10人																												
41人～50人	12人																												
51人～60人	15人																												
61人～70人	20人																												
71人以上	20人																												
		設備の基準	従 国の示す基準どおり																										
		調理室（事業主が事業場に附属して設置する炊事場含む）を設けること。																											
		設備の基準	参 国の示す基準どおり																										
		乳児及び満2歳に満たない幼児を利用させる場合は、乳児室またはほふく室、医務室及び便所を設け、必要な用具を備える。乳児室の面積は、1.65㎡/人以上、ほふく室の面積は、3.3㎡/人以上。満2歳以上の幼児を利用させる場合は、保育室または遊戯室、屋外遊技場（付近代替地含む）及び便所を設けること。保育室または遊技場の面積は、1.98㎡/人以上。屋外遊技場の面積は、3.3㎡/人以上。保育室または遊戯室には必要な用具を備えること。保育室等を2階以上に設ける建物は、建築基準法を遵守すること。																											
		職員	従 国の示す基準どおり																										
		保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない（調理業務の全部委託、搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる）。 保育士の数は、次に定める数の合計数以上とし、2人を下回ることとはできない。 ・乳児 おおむね3人につき1人 ・満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ・満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人 ・満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人 保健師または看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。																											

		国の示す基準	本市が定める基準
小規模型 (定員19人以下に限る)	連携施設に関する特例	従	国の示す基準どおり
	連携施設の確保に当たって、集団保育の体験等の連携協力を要しない。		
	保育時間	参	国の示す基準どおり
	保育時間は1日8時間を原則とする。		
	保育内容	従	国の示す基準どおり
	厚生労働大臣が定める指針に準じ、適切な保育を提供しなければならない。		
	保護者との連絡	参	国の示す基準どおり
	常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育内容等について、理解及び協力を得るよう努めなければならない。		
	職員	従	国の示す基準どおり
	保育士、その他市町村長が行う研修等を修了した保育に従事する職員、嘱託医及び調理員を置かなければならない(調理業務の全部委託、搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる)。 保育士の数は次に定める数の合計数に1人を加えた数以上。 ・乳児 おおむね3人に1人 ・満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ・満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人 ・満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人 保健師または看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。		
	保育時間		
	保育時間は1日8時間を原則とする。		
	保育内容		
	厚生労働大臣が定める指針に準じ、適切な保育を提供しなければならない。		
保護者との連絡			
常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育内容等について、理解及び協力を得るよう努めなければならない。			
設備の基準	従	国の示す基準どおり	
調理設備(事業主が事業上に附属して配置する炊事場含む)を設けること。			
設備の基準	参	国の示す基準どおり	
乳児及び満2歳に満たない幼児を利用させる場合は、乳児室またはほふく室及び便所を設け、必要な用具を備えること。 乳児室またはほふく室の面積は、3.3㎡/人以上。 満2歳以上の幼児を利用させる場合は、保育室または遊戯室、屋外遊技場(付近代替地含む)及び便所を設けること。 保育室または遊技場の面積は、1.98㎡/人以上。 屋外遊技場の面積は、3.3㎡/人以上。 保育室または遊戯室には必要な用具を備えること。 保育室等を2階以上に設ける建物は、建築基準法等を遵守すること。			

経過措置に関する基準	国の示す基準		本市が定める基準
	食事の提供の経過措置		
	この省令の施行の日の前日において児童福祉法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合は、この省令の施行の日から起算して5年を経過する日まで、調理員及び調理設備等の規定は、適用しないことができる。	従	国の示す基準どおり
	連携施設に関する経過措置		
	家庭的保育事業者等は連携施設の確保が著しく困難等による場合は、この省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。	従	国の示す基準どおり
	小規模保育事業B型に関する経過措置		
家庭的保育者または家庭的保育補助者は、この省令の施行の日から起算して5年を経過するまでの間、小規模保育事業B型及び小規模型事業所内保育事業に規定する保育従事者とみなす。	従	国の示す基準どおり	
利用定員に関する経過措置			
小規模保育施設C型にあつては、この省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。	従	国の示す基準どおり	